

## 中国のWTO加盟

### (1) 加盟交渉の経緯

中国のWTO加盟は、1986年7月に中国が当時のGATTに「締約国としての地位の再開(resumption)」というかたちで加盟を正式に申請して以来(その後1995年12月に、GATT失効に伴い改めてWTOに加盟を申請した)、15年の歳月を経て、2001年11月のカタルドでのWTO閣僚会議において承認され、同年12月11日をもって発効した。

この間、中国は、我が国、米国、EU等との二国間交渉及びWTOの作業部会(WP)での多国間交渉を断続的に行ってきた。まず二国間交渉は、日、米、EUを含め37カ国・地域が行った。我が国は、中国加盟交渉を活性化させるため、他の先進国に先駆けて、1997年9月には物品(モノ)の市場アクセスに関して、1999年7月には残されていたサービス分野に関して、交渉をまとめ、ここに日中二国間交渉が妥結した。また、加盟交渉の鍵であった米中二国間交渉は、天安門事件(1989年6月)、在ベオグラード中国大使館誤爆事件(1999年5月)による交渉中断等紆余曲折があったものの、1999年11月に北京で行われた交渉で合意に至った。続いてEUも2000年5月に実質的合意に至った。二国間交渉は、2001年9月に合意したメキシコを最後に、すべて終了した。

他方、WPにおける多国間交渉も、1986年から1995年までのGATT時代に20回、更に1996年から2001年9月までに18回のWP会合が開催され、2001年9月のWP会合において、WP報告書(加盟議定書案を含む)が採択された。

### (注) 主な二国間交渉

#### ①日中交渉

我が国は、従来から中国の早期加盟を一貫して支持してきた。このため、市場アクセス改善のための二国間交渉も他国に先駆けて実施した。

1997年9月の橋本総理訪中時にモノ(関税、輸入制限措置、基準認証)の市場アクセスについての実質合意が行われた。また、流通、金融、電気通信、建設等サービス分野についても1999年7月の小淵総理訪中時までの集中的な交渉により、中国からの譲歩案の内容が我が国にとって商業的に意味のある内容と判断されたことから、実質的な合意に至り、二国間交渉の妥結を発表した。

#### ②米中交渉

米中交渉は、1999年11月、北京において、バッシュフスキーUSTR代表、スパーリング大統領補佐官をヘッドとする米国交渉団と、石広生対外貿易経済合作部長、龍永図副部长等の中国代表団が集中的な協議を行い、合意に至った。その間、朱鎔基首相が積極的に介入するなど、合意に向けて両国首脳による政治的な強い意思が働いたと伝えられている。

本交渉では、関税、サービス(金融、電気通信、流通、オーディオ・ビジュアル等)における市場アクセスの改善の他、中国からの輸入に対する対中特別セーフガード(加盟後12年間継続)、アンチ・ダンピング措置(中国の非市場経済体制に対する経過的措置を加盟後15年間継続)、繊維(中国の対米輸出割当枠は2005年までに廃止され、WTO繊維協定と整合化する、2008年まで織

維特別セーフガード措置 を設ける) などに関する事項についても合意された。

### ③EU 中交渉

米中合意を受けて 2000 年 3 月、ラミー欧州委員が訪中して石広生対外貿易経済合作部長との閣僚級協議及び朱鎔基首相との会談が行われたが、金融、電気通信の自由化等に関し、双方が主張を譲らず、合意には至らなかった。しかし 2 か月後の 5 月に、再度、ラミー委員が訪中して閣僚級協議が行われ、金融、電気通信を含むサービス分野の規制緩和の前倒し実施や、関税引き下げ等の約束が得られ、実質的な合意に至った。

### (2) 加盟関係文書について

一般に WTO への加盟に際してとりまとめられる文書としては、議定書（プロトコール）と WP 報告書があり、中国の加盟についてもこれらの文書が作成された。議定書には、中国の関税譲許表やサービス約束表等が附属書として添付されている。そして、議定書（WP 報告書中、パラグラフ 342 に列挙されているパラグラフに記載されている中国の約束（コミットメント）の記述を含む）は、「WTO 設立 協定の不可分の一部をなす」とされている（議定書「第一部総則 1. 総論 2.」参照）。したがって、議定書及び WP 報告書中に示された中国側の約束について、中国は、これを履行すべき WTO 協定上の法的義務を負っているといえることができる。

(注) 加盟関係文書の原文は、WTO のサイトを通じて入手可能である。

([http://www.wto.org/english/thewto\\_e/acc\\_e/acc\\_e.htm](http://www.wto.org/english/thewto_e/acc_e/acc_e.htm))

そのポイントは以下の記述でも触れるが、概要をまとめた資料が経済産業省のサイトから入手可能である。

([http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/accession/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/accession/index.html))。

### (3) 中国による WTO 上の義務履行の確保

#### ① 経過的なレビューメカニズム

中国の WTO 加盟が実現したとはいえ、中国が WTO 協定上の義務を履行するためには、膨大な数の国内法制の整備・改正、その透明かつ統一的な運用の徹底、人材の育成など、多くの課題に対処していく必要がある。

そこで、中国の加盟にあたっては、その WTO 上の義務履行の状況を審査する特別の制度が設けられることとなった（議定書「18. 経過的レビューメカニズム（以下：TRM）」）。2002 年 12 月の WTO 一般理事会において第 1 回目を実施され、以後 2003 年から 2009 年にかけて計 8 回の TRM が実施された。また、これ以前にも WTO 一般理事会の下部組織である各理事会・委員会（物品理事会、TRIPS 理事会、サービス貿易理事会、国際収支委員会、市場アクセス委員会、農業委員会、SPS 委員会、TBT 委員会、補助金・相殺措置委員会、AD 委員会、関税評価委員会、原産地規則委員会、輸入ライセンシング委員会、TRIM 委員会、セーフガード委員会、金融サービス委員会）において TRM が実施され、様々な問題点が指摘された。TRM は加盟後 8 年間の毎年、中国から関連政策・措置についての情報を

求めた上で実施され、加盟後10年以内に最終審査が行われることとされている。

我が国も、第1回目同様、第2回目のTRMを積極的に活用し、中国のWTO上の義務履行に関し、各委員会等で問題点、疑問点等の指摘を行った。主な委員会での質問項目は以下のとおり。

#### TRMにおける日本の主要指摘事項

##### ○物品理事会

①蛍石の輸出割当制度のWTO協定上との整合性、②政府調達協定加盟申請の速やかなる履行、について質問・指摘。

##### ○TRIPS理事会（知的財産関連）

エンフォース面との強化として、積極的な刑事訴追の実施、刑事罰及び制裁措置の強化、中央政府の地方取締現場への監視強化等を求めるとともに特許審査手続きに関するデータの公表及び審査の迅速化を求めた。また、周知商標保護に関して内外無差別での運用、認定手続きの簡素化等を求めるとともに、ライセンス規制に関する内国民待遇への懸念及び既に撤廃された規定の地方での周知徹底当を要請。

##### ○市場アクセス委員会・輸入ライセンス委員会

①写真フィルム等の関税譲許、②自動車の輸入割当問題等、③貿易権の約束どおりの自由化の問題につき質問・指摘。

##### ○TRIM委員会

新自動車政策がTRIM協定及び中国の加盟約束と整合的に実施され、早期に新政策の具体的内容が公表されることを期待する旨を表明。

##### ○TBT委員会

化学品の初回輸入登録制度の改善状況につき質問。

##### ○サービス貿易理事会

①貿易権付与及び流通分野開放の確実な実施、②自動車ディーラーの国産車、輸入者の併売禁止措置、乗用車経営権制度の不透明性、③コンピュータ関連サービス提供者に対する事業規制の透明性向上、④建設及び関連エンジニアリングサービスについての現地法人設立要件、等につき質問・指摘。

##### ○AD委員会

これまでに中国調査当局のAD調査に関してAD協定に不整合な点を指摘。

##### ○SG委員会

WTO協定非整合な一部鉄鋼製品に対するSG措置の発動について懸念を表明。

○補助金委員会

銅鉱石への増値税還付制度に懸念を有しており、当該スキームに関する情報の提供を要請。

② 中国の WTO 実施体制 (2004 年 2 月現在)

中国国務院 (行政府) 組織内において、WTO に関連する省庁は商業省 (旧対外貿易経済合作部 - MOFTEC) を始めとして多岐に渡る。主要な WTO 協定関連機関は図のとおりである。また、WTO 各協定毎の所管省庁は、下表のとおりである (但し、枠割分担あり)。

この中でも商務部は、WTO 実施体制の中心的な役割を担っており、貿易、経済協力、外資の対中投資に関する政策・法律の制定と実施、対外経済政策の制定、二国間・多国間の経済交渉の実施、二国間・多国間の条約・協定の調印等を所轄し、職員数は約 500 名を擁する。WTO 関連業務の窓口機関の役割を果たし、その所轄は、大半の協定に及ぶ。

2001 年 11 月、旧 MOFTEC は国際貿易関係司に変え、世界貿易組織司 (WTO 司) 並びに中国政府世貿組織通報諮詢局 (通報・照会等担当) および進出口公平貿易局 (AD、CDV、DS 等担当) を新設した。WTO 司のスタッフは、総勢 50 名程度である。中国政府は国内規則の整備を実施中であるが、WTO 司はその中で対外貿易政策面において、WTO 協定に整合する国内関連政策の検討、立案、実施を担当している。加盟議定書上の義務履行のために、WTO 照会所として世貿組織通報諮詢局が新設されたが、内外の政府・企業から寄せられる多数の質問に十分対応できていないとの指摘がなされており、今後の円滑な運用を期待する。

